

叙位及び叙勲の上申に必要な功績資料の作成について

平成16年8月27日
例規（監）第59号

最近改正 平成30年3月30日例規（務）第48号

職員の退職後の叙位又は叙勲の上申に必要な、在職時の功績に関する資料（以下「功績資料」という。）については、平成16年8月27日から次により作成することとするので、誤りのないようにされたい。

なお、「叙位・叙勲の上申手続について」（昭和58年3月8日例規（監）第7号）は、廃止する。

1 作成対象者

功績資料の作成の対象となる者（以下「作成対象者」という。）は、勸奨若しくは定年により退職する職員又は在職中に死亡した職員（以下「死亡退職職員」という。）で、次のいずれかに該当するものとする。

（1） 巡査部長以上（退職の日に昇任した場合を含む。）の階級にある警察官で、勤続期間（採用前に都道府県警察の警察官としての勤続期間がある場合は、当該勤続期間を含む。）が20年以上であるもの

（2） 所属長である一般職員

2 作成する功績資料

作成する功績資料は、功績調査票（別記様式第1号）とする。ただし、死亡退職職員については、功績調書（別記様式第2号）とする。

3 功績資料の送付

功績資料は、作成対象者が退職するときに作成し、当該作成対象者の退職の日の属する年度の末日までに監察室長宛て送付するものとする。ただし、所属長は、死亡退職職員については、速やかに功績調書を作成し、当該功績調書を送付するものとする。